食料安全保障強化生産基盤整備特別対策事業実施要領

令和８年（2026 年）４月１日 農設第１１３６号 農政部長通知

第１　趣旨

北海道の農業・農村は、地域の特色を活かした多様な農業経営が展開され、安全・安心で良質な食料を安定的に供給するとともに、洪水の防止や水源の涵養、良好な景観の形成などの多面的機能の発揮を通じて、国土や環境を保全し、私たちの生活に豊かさと潤いをもたらしているほか、食品加工や観光など他産業とも深く結び付き、地域の経済と社会を支える重要な役割を担っている。

また、令和７年４月に策定された国の食料・農業・農村基本計画において、本道が主要穀物などの主産地として位置付けられるなど、我が国最大の食料供給地域として、国民の食を持続的に支える重要な役割に対し、本道への一層の期待が寄せられている。

一方、本道の農業・農村は、農家戸数の減少や高齢化の進行、自然災害の激甚化･頻発化のほか、中山間地などの条件不利地域では、担い手不足が顕著であることに加え、小規模で分散した農地が多く、農業生産活動の継続がより難しい状況であるなど、様々な課題に直面している。

こうした状況の中、本道の農業・農村が今後とも持続的に発展し、我が国の食料安全保障の強化に貢献していくためには、生産力・競争力の強化や農村地域の強靱化を図る農業農村整備の計画的かつ効率的な推進が重要であることから、農業者が必要な整備に積極的に取り組めるよう、農家負担について特例的な軽減措置を講ずる食料安全保障強化生産基盤整備特別対策事業（以下「本対策」という。）を実施する。

第２　本対策の内容

１　対策の内容

本対策は、道営農業農村整備事業（以下「道営事業」という。）のうち、道が別に定める北海道食料安全保障強化生産基盤整備計画（以下「整備計画」という。）に定める「本対策の基本方針」に合致する次の表に掲げる「区分」及び「整備内容」欄の整備に係る農家負担額を、市町村が次の表の「農家負担率」欄に掲げる率により算出される額以下に軽減する場合に、当該負担軽減措置（以下「本事業」という。）に必要な経費の一部について、道が特例的な助成措置を講じるものである。

区　分	整　備　内　容	農家負担率
先進モデル展開型	スマート農業の導入効果を最大限に発揮させる区画整理 注1、用水施設等の一体的な整備	道営事業費の 6.5% (条件不利地：6.0%)
生産拡大型	区画整理 注1	道営事業費の 7.5% (条件不利地：7.0%)
	用水施設（畑地かんがい）の新設整備 注2	道営事業費の 7.5%
	用水施設の新設整備	道営事業費の 10.0%
機能保全型	暗渠排水 注3、客土、除れき	道営事業費の 12.5%
	既設用水施設の長寿命化	道営事業費の 12.5%
	排水施設の整備	道営事業費の 12.5%
強靱化型	防災重点農業用ため池の整備	道営事業費の 7.5%
	既設用水施設の耐震化	道営事業費の 10.0%

注１　区画整理と併せ行う暗渠排水、客土、除れきを含む

注２　畑地に直接散水可能となる整備を対象

注３　心土破砕は対象外

2　実施期間

実施期間は、令和８年度（2026 年度）から令和 12 年度（2030 年度）までの５年間とする。

第３　対象地区の要件

１　本対策が対象とする地区は、次の要件を満たす地区（以下「対象地区」という。）とする。

（１）先進モデル展開型、生産拡大型、機能保全型、強靱化型（「防災重点農業用ため池の整備」を除く）の整備を行う地区

受益農家の経営耕地面積に占める担い手の経営耕地面積の割合が、令和 12 年度（2030 年度）末までに、現状の担い手集積率に応じて設定する次の要件を満たすことが確実に見込まれること。

また、先進モデル展開型にあっては、スマート農業の推進が位置付けられた地域計画（農業経営基盤強化促進法第 19 条に規定する地域計画をいう。）を策定した地域内であること。

現状の担い手集積率	80%未満	80～85%未満	85～94%未満	94%以上
対象地区の要件	10 ポイント以上増加	9 ポイント以上増加	94%以上	現状以上

（２）強靱化型（「防災重点農業用ため池の整備」に限る）の整備を行う地区

対象となるため池が、「防災重点農業用ため池の指定等について（令和２年 10 月１日付け２農振第 1844 号農林水産省防災課長通知）」に基づき指定された防災重点農業用ため池であること。

第４　事業実施主体

事業実施主体は、市町村とする。

第５　市町村食料安全保障強化生産基盤整備計画

１　本対策の実施を希望する市町村長は、別記第１号様式の市町村食料安全保障強化生産基盤整備計画（以下「市町村計画」という。）を作成し、別記第２号様式の市町村食料安全保障強化生産基盤整備計画承認申請書により総合振興局長又は振興局長（以下「総合振興局長等」という。）に申請するものとする。

２　総合振興局長等は、市町村計画の内容が整備計画に定める「本対策の基本方針」に合致すると認めた場合は当該計画を承認し、別記第３号様式により市町村長に通知するとともに、その結果を農政部長に報告するものとする。

３　１の申請は、令和８年（2026 年）５月末日までに行うものとする。

第６　対象地区の認定等

１　市町村計画の承認を受けた市町村長は、本対策の実施を希望する地区について次により総合振興局長等の認定を受けるものとする。

（１）市町村長は、別記第４号様式の対象地区認定申請書に別記第５号様式の地区別要件判定表（以

下「要件判定表」という。）及び第３の１（１）を要件とする地区にあっては別記第６号様式の地域担い手集積促進計画（以下「集積計画」という。）を添えて、毎年５月末日までに総合振興局長等に提出するものとする。ただし、令和８年度（2026 年度）の申請は、令和８年（2026 年）６月末日までに行うものとする。

（２）総合振興局長等は、（１）の申請の内容を審査し、適当と認めた場合は別記第７号様式により市町村長に通知するとともに、その結果を農政部長に報告するものとする。

（３）市町村長は、（２）の認定の翌年度以降において、要件判定表の「負担軽減の助成方法」を変更する場合は、変更する年度の４月末日までに総合振興局長等に報告するものとする。

２　第３の１の（１）の担い手とは、農業競争力強化農地整備事業実施要綱（平成 30 年３月 30 日付け 29 農振第 2604 号農林水産事務次官依命通知）に基づき実施する農地整備事業及び草地畜産基盤整備事業、農地中間管理機構関連農地整備事業実施要綱（平成 30 年３月 30 日付け 29 農振第 2689 号農林水産事務次官依命通知）に基づき実施する農地整備事業、水利施設等保全高度化事業実施要綱（平成 30 年３月 30 日付け 29 農振第 2702 号農林水産事務次官依命通知）に基づき実施する事業のうち畑地帯総合整備事業及び水利施設整備事業のうち農地集積促進型、農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成 22 年４月１日付け 21 農振第 2453 号農林水産事務次官依命通知）に基づき実施する農地整備事業、草地畜産基盤整備事業及び水利施設等整備事業にあっては、それぞれの実施要領で定められている担い手とする。

その他の道営事業にあっては、農業経営基盤強化促進法第 12 条第１項の認定を受けた農業者を担い手とする。ただし、当該認定を受けた農業者以外であっても、地域の実情を勘案（市町村基本構想（農業経営基盤強化促進法第６条第１項に規定する基本構想をいう。）における営農類型ごとの農業経営の指標等を勘案することをいう。）し、担い手とすることができるものとする。

第７　達成状況の報告等

市町村長は、第３の１（１）を要件とする地区においては、要件の達成状況について、毎年度の実績を、翌年度５月末日までに別記第８号様式の地区別要件達成状況報告書に要件判定表及び集積計画を添えて総合振興局長等に報告するものとする。

第８　本対策に係る助成等

道は、本事業を実施する市町村に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、北海道補助金等交付規則（昭和 47 年北海道規則第 34 号。以下「規則」という。）及び北海道補助金等交付規則の運用について（昭和 47 年４月１日付け局総第 303 号副出納長通達。以下「運用」という。）に定めるもののほか、食料安全保障強化生産基盤整備特別対策事業実施要領（以下、「本要領」という。）によるものとする。

１　助成の内容

（１）補助対象経費

補助対象経費は、本事業実施前の農家負担額から、第２の１の表の「農家負担率」欄に掲げる率により算出した額を差し引いた額の２分の１とする。

ただし、農地集積促進事業（農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成 30 年３月 30 日付け 29 農振第 2605 号農林水産省農村振興局長通知・29 生畜第 1500 号農林水産省生産局長通知）別紙１（農地整備事業に係る運用）別表１の区分の欄の４の事業の事業種類の欄の（２）に掲げる事業をいう。）又は中心経営体農地集積促進事業（水利施設等保全高度化事業実施要領（平成 30

年３月 30 日付け 29 農振第 2703 号農林水産省農村振興局長通知）別記１（事業の実施に係る共通運用）別表２の区分の欄の４の事業の事業種類の欄の(2)のウに掲げる事業並びに農山漁村地域整備交付金実施要領（平成 22 年４月１日付け 21 生畜第 2045 号農林水産省生産局長通知・21 農振第 2454 号農林水産省農村振興局長通知・21 林整計第 336 号林野庁長官通知・21 水港第 2724 号水産庁長官通知）別紙１（農地整備に係る運用）運用１（農地整備事業）別表１の区分の欄の４の事業の事業種類の欄の(3)のアに掲げる事業、別紙２（水利施設整備に係る運用）運用２（水利施設等整備事業のうち畑地帯総合整備型）別表の区分の欄の４の事業の事業種類の欄の(2)に掲げる事業、運用３（農業水利施設保全合理化事業）別表の区分の欄の２の事業種類の欄の(2)に掲げる事業をいう。）（以下「促進費」という。）を本事業に活用する場合にあっては、本事業実施前の農家負担額から、第２の１の表の「農家負担率」欄に掲げる率により算出した額と本事業に活用する促進費の国費を差し引いた額の２分の１とする。

（２）補助率及び補助金の額

補助率は 10 分の 10 以内とし、補助金の額に１万円未満の端数が生じる場合、当該端数は切り捨てるものとする。ただし、補助金の額が１万円に満たないときは、この限りでない。

２　補助金の交付申請

市町村長は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金等交付申請書（別記第９号様式）に、次に掲げる書類を添えて、総合振興局長等に提出しなければならない。

なお、申請書の提出期限及び提出先については、総合振興局長が別に定める。

（１）事業計画書（別記第１０号様式）
（２）補助金等交付申請額算出調書（別記第１１号様式）
（３）経費の配分調書（別記第１２号様式）
（４）事業予算書（別記第１３号様式）
（５）地区別内訳書（別記第１４号様式）

３　補助金の交付の決定

（１）総合振興局長等は、２の規定により提出された申請書等を審査し、その内容を適当と認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、別記第１５号様式及び別記第１６号様式により市町村長に通知するものとする。

（２）総合振興局長等は、補助金の交付をしないことの決定をしたときは、速やかにその決定の理由を付して、別記第１７号様式により市町村長に通知するものとする。

４　申請の取下げ

（１）市町村長は、交付決定の内容、又はこれに付された条件に対して不服があるときは、交付の決定の通知を受けた日から 10 日以内に、補助金等交付申請取下書（別記第１８号様式）を総合振興局長等に提出し、申請の取下げをすることができる。

（２）総合振興局長等は、補助金の交付の申請の取下げがあったときには、農政部長に報告するものとする。

（３）総合振興局長等は、（１）の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったとみなすものとする。

５　補助金の内容の変更等

（１）市町村長は、次の各号のいずれかに該当する補助事業の内容を変更するときは、別記第１９号様式の補助事業等変更承認申請書に２に掲げる関係書類を添えて、総合振興局長等に提出し、そ

の承認を受けなければならない。

ア　補助金の額の増

イ　補助金の額の 10 パーセントを超える減

（２）総合振興局長等は、（１）の変更承認申請書を審査し、承認するときは、別記第２０号様式により市町村長に通知するものとする。

（３）　総合振興局長等は、補助金の額の変更に伴い、既に交付した補助金が変更後の補助金の額を超えているときは、期限を定めて別記第２１号様式により市町村長にその超過額の返還を命ずるものとする。

６　補助事業の中止又は廃止

（１）市町村長は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、別記第２２号様式の補助事業等中止（廃止）承認申請書に関係書類を添えて、総合振興局長等に申請しなければならない。

（２）総合振興局長等は、（１）の申請書を審査の上、承認又は不承認について決定し、別記第２３号様式により市町村長に通知するものとする。

（３）総合振興局長等は、（２）の申請を承認したときは、農政部長に報告するものとする。

７　補助事業の執行の遅延又は不能

（１）市町村長は、補助事業が予定期間内に完了しないことが明らかになったとき、又はその執行が困難になったときは、別記第２４号様式の補助事業等執行遅延（不能）報告書を総合振興局長等に提出し、その指示を受けなければならない。

（２）総合振興局長等は、前項について補助事業者等に事業の執行を指示するときには、別記第２５号様式により行うものとする。

（３）総合振興局長等は、（２）の指示の内容について農政部長に報告するものとする。ただし、年度内に完了する見込みがあるときは、この限りでない。

８　補助事業の事情変更

（１）総合振興局長等は、補助金の交付の決定後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができるものとする。

（２）総合振興局長等は、（１）により補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消したときは、農政部長に報告するものとする。

９　補助金の概算払の申請

（１）市町村長は、補助金の概算払を受けようとするときは、別記第２６号様式の補助金等概算払申請書を総合振興局長等に提出しなければならない。

（２）総合振興局長等は、（１）により提出された申請書を審査し、概算払の必要があると認めるときは、当該概算払の決定を行い、別記第２７号様式により市町村長に通知するものとする。

１０　補助事業の事業遂行状況の報告

総合振興局長等は、補助事業の遂行状況を把握する必要があると認めるときは、市町村長に別記第２８号様式の食料安全保障強化生産基盤整備特別対策事業遂行状況報告書により報告を求めるものとする。

１１　補助事業の実績報告及び補助金の額の確定

（１）市町村長は、補助事業が完了したときは、別記第２９号様式の補助事業等実績報告書に、次に掲げる関係書類を添えて、補助事業完了の日から３０日以内又は翌年度の４月１０日までのうち、いずれか早い日までに、総合振興局長等に提出しなければならない。

ア　事業実績書（別記第１０号様式）

イ　経費の配分調書（別記第１２号様式）

ウ　補助金等精算書（別記第３０号様式）

エ　事業精算書（別記第３１号様式）

オ　地区別内訳書（別記第１４号様式）

（２）総合振興局長等は、（１）の補助事業等実績報告書等の提出を受けたときは、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、別記第３２号様式により市町村長に通知するものとする。

（３）総合振興局長等は、補助金の額の確定に伴い、既に確定額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて別記第３３号様式により市町村長にその超過額の返還を命ずるものとする。

（４）（１）から（３）の規定は、６の規定に基づき、補助事業を廃止した場合も同様とする。この場合は、（１）の「補助事業完了の日」を「補助事業廃止の承認を受けた日」に読み替えるものとする。

１２　道営事業費の確定に伴う補助金の精算等

（１）市町村長は、補助事業に係る道営事業費の確定に伴い第８の１の（１）の補助対象経費の額が減額となるときは、別記第３４号様式の食料安全保障強化生産基盤整備特別対策事業補助金に係る補助対象経費変更報告書により事業実施の翌年度の１１月末日までに総合振興局長等に報告しなければならない。

（２）総合振興局長等は、（１）により報告のあった補助対象経費の額が、１１の（２）の補助金の確定額を下回るときは、期限を定めて別記第３５号様式により、市町村長にその差額の返還を命ずるものとする。

１３　補助金の交付の決定の取消し

（１）総合振興局長等は、補助事業の実施にあたり、市町村長が次のいずれかに該当する行為を行ったときは、３の交付の決定の全部若しくは一部を取り消すことができるものとする。

ア　補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのに補助金を使用しないとき。

イ　虚偽の申請又は虚偽の実績報告により、この補助金を過大に請求、又は受領したとき。

ウ　補助事業に関して不正に他の補助金等（道以外の者が市町村に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。

エ　前各号に掲げる場合のほか、補助事業等に関して、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく総合振興局長等の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。

（２）（１）の規定は、１１の補助金の額の確定があった後においても適用するものとする。

１４　補助金の返還

（１）総合振興局長等は、補助金の交付の決定を取り消した場合であって、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、期限を定めて、当該補助金の返還を命ずるものとする。

（２）総合振興局長等は、１３により交付の決定を取り消した場合は、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金の額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金の納付を命ずるものとする。

（３）市町村長は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかった場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約延滞金を納付しなければならない。

１５　帳簿及び書類の備え付け

市町村長は、補助事業の交付に関する帳簿及び書類を備え、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から５年間保存しなければならない。

１６　補助事業者等に対する調査等

総合振興局長等は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、市町村長に対し、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

１７　電子メールによる申請

市町村長は、補助金の交付の申請、届出、その他本対策に係る助成に関し道へ行う通知については、当該申請等に係る書類の電磁的記録を別に指定する電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

１８　補助金の交付等に関する権限の委任

この補助金の交付決定、補助金の額の確定その他補助金の交付に関する知事の権限は、総合振興局長等に委任するものとする。

第９　その他

本要領に定めるもののほか、本対策の実施及び助成に関し必要な事項は、農政部長が別に定めるものとする。